

財務省告示第八十二号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成二十年二月二十五日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。
 平成二十年三月七日

財務大臣 額賀 福志郎

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
名称及び記 号	発行の根拠	法律及びそ の条項の適 用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金 額	振替単位	発行日	発行価格	利率	経過利子
利付国庫債券（五年）（第六十九 回）	特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）附則第七 十條第一項	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	株式会社ゆうちょ銀行による引 受け	額面金額で三百四十九億円	三百四十九億二千九十四万円	五万円	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。	平成二十年二月二十五日	額面金額百円につき百円六銭	年〇・九パーセント	株式会社ゆうちょ銀行代表執行 役会長は、払込金額に加え、次

の算式により算出した金額を第
十八号に規定する期日に払い込
むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.9}{100} \times \frac{67}{365}$$

平成二十年六月十日を支払期
とし、次の算式により算した
金額を支払う。ただし、支払期
が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払う（以下、
次号及び第十五号において規定
する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.9}{100} \times \frac{1}{2}$$

十三	初期利子	平成二十年六月十日を
十四	第二期利子	毎年六月二十日及び十二月二十
		日を支払期とし、各支払期にお
		いて、その日以前六月間に属す
		る利子を支払う。
十五	償還金額	平成二十四年十二月二十日
十六	償還金額	額面金額百円につき百円
十七	元利支	日本銀行
十八	払込期日	平成二十年二月二十五日